平成１９年９月２６日

日本化粧品工業連合会
傘下会員　各位

日本化粧品工業連合会
広告宣伝委員会
委員長　稲葉　民

「化粧品の成分表示及び広告における『薬用の文字』の使用中止」について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は広告宣伝委員会の運営並びに諸活動につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、全国医薬品等広告監視協議会（以下「6者協」という。）の平成19年度第１回会合が愛知県で開催（6月26日・27日の２日間）され、その際、広告監視業務の円滑化を図るために、当連合会と6者協との意見交換会が開催（26日午後４時10分）されたため、広告宣伝委員会の運営委員会WGメンバーと事務局が出席して対応させて頂きました。

当日の意見交換会では、当委員会から事前に登録した「① 第79回化粧品広告審査会（化粧品雑誌広告審査結果）の状況報告について」及び「②粧工連『化粧品適正広告ガイドブック（わかり易い広告の実際）』（仮称）について」の議題、またこの席で厚生労働省から問題提起された「化粧品での表示及び広告における『薬用の文字』の使用中止」の問題についても、忌憚のない意見交換を行うことができました。

意見交換会の席で厚生労働省から問題提起された趣旨として、初めに、化粧品業界では化粧品の表示及び広告において「成分表示名称として薬用炭と表示」、「配合成分のうち、特に訴求をしようとする成分『薬用炭』のみを目立つように表記」、「販売名又は販売名の略称及び愛称に『薬用炭』又は『薬用』の表記」などを行っていたとしても、化粧品種別許可基準（薬事法第14条第１項の規定に基づき品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件（昭和36年２月厚生労働省告示第15号）の別表）に掲げた成分のうち、日本薬局方収載成分として「薬用炭」が記載されており、当該成分の配合量の上限：１％以下であれば洗浄用化粧品のみに対し配合ができていたこと、また化粧品の品目毎の事前承認・許可制の廃止と共に、全成分表示制度の導入に伴い平成１１年４月３０日に粧工連が作成して公表した「化粧品の成分表示名称リスト」には、「表示名称としては『炭』」と「表示別名称としては『薬用炭』」の２名称の使用が認められていたために、行政の立場として不適との指導をしてこなかった旨の経緯説明がありました。

しかし、既に、化粧品種別許可基準は廃止され、また平成12年6月21日付け・12粧工連名称第2号文書「化粧品の全成分表示名称リストにおける『表示別名称』の取り扱いについて」により、平成16年4月30日をもって化粧品の成分表示名称リストから「表示別名称」が削除され、一定期間が経過していること、更には消費者等から行政に対して化粧品に「薬用炭」又は「薬用」と表記していることに苦情等がきていることを踏まえ、厚生労働省から、今後の指導方針として「化粧品の成分表示及び広告において薬用の文字を使用」することは不適であると判断することとしたため、改めて粧工連による自主的な会員指導により、その文字の使用を中止することについて協力をお願いしたいとの申し入れがあったものであります。

本申し入れに対する広告宣伝委員会の対応としては、厚生労働省からの申し入れの趣旨を真摯に受け止め、本年7月30日に開催した第28回広告宣伝委員会定時総会において、「①化粧品の配合成分として『炭』を使用している場合には、成分表示名称である『炭』と表示する」、「②製品パッケージ、新聞、雑誌等で行う広告においても、消費者を誤認させる標榜として『薬用』などの文字を使用した広告を中止する」、「③販売名又は販売名の略称及び愛称についても『薬用』の文字の使用を中止する」及び「④現に製品にその表示又は広告が行われている場合には改版を行う」ことを提案したところ、了承が得られました。

つきましては、粧工連傘下会員各社におかれましては、広告宣伝委員会で了承された４項目に該当するものがあるかどうかを社内で精査していただき、もし該当するものがある場合には、その中止・改版に向けた検討を早期に行い、社内体制が整い次第、その改善が行われるよう広告宣伝委員会として強く要請致します。

敬　具